令和５年度福島廃炉産業ビジネス総合展（仮称）
運営業務委託仕様書

１　業務の名称

令和５年度福島廃炉産業ビジネス総合展（仮称）運営業務委託

２　事業の目的

福島イノベーション・コースト構想の重点分野である廃炉関連産業の育成・集積に向けて、県内企業に廃炉関連産業のビジネスマッチング・PR の場を提供し、廃炉関連産業の集積を図るため、県内外元請企業や研究機関等を巻き込んだ展示会を開催するもの。

このため、本イベントの効率的かつ効果的な遂行を図るため、開催にあたって必要となる運営業務を委託する。

３　契約期間

契約締結日～令和５年１２月２８日（木）

４　全体概要

（１）名称：『令和５年度福島廃炉産業ビジネス総合展（仮称）』

場所：ナショナルトレーニングセンター　J ヴィレッジ　全天候型屋内練習場

（住所：双葉郡楢葉町山田岡字美シ森８）

（２）日　時（想定）

令和５年１０月１８日（水）　9:00 ～ 13:00 ： 会場設営

13:00 ～ 18:00 ： 出展者設営

令和５年１０月１９日（木）　9:00 ～ 10:00 ： 出展者搬入

10:00 ～ 10:30 ： 開場・受付

10:30 ～ 16:00 ： 福島廃炉産業ビジネス総合展(仮称)開催

10:30 ～ 10:50 ： 開会式(オープニングセレモニー)

15:50 ～ 16:00 ： 閉会式

16:00 ～ 19:00 ： 撤収

（３）主　催

福島県

（４）事務局

（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構

（５）実施内容

ア　廃炉関連企業による展示・実演（廃炉産業等に関連する製品、サービスの紹介等）

・総合展を円滑に運営するための業務。

即ち、会場側との調整(使用料支払い含む)、会場設営、イベント保険への加入手続き、司会者・

資料の手配、受付、進行管理、撤去作業等に関する事項を行う。

イ　廃炉業界関係者による各分野の最新動向や関連技術の紹介等、関連産業への参入を促すセミナー等の実施を検討する。

ウ　新型コロナウイルス感染症対策の実施

・出展者及び来場者が安心して参加できる展示会にするため、必要な対策を講じること。

５　委託業務の内容

a.開催日時	日程：令和５年１０月１９日(木) 時間：１０：３０～１６：００
b.開催会場	ナショナルトレーニングセンター　Jヴィレッジ　全天候型屋内練習場 (双葉郡楢葉町山田岡字美シ森８)
c.開催規模	４５小間程度
d.開催スケジュール (想定)	１０：００～　受付開始 １０：３０～１６：００　福島廃炉産業ビジネス総合展(仮称) ・廃炉・災害対応ロボット関連技術展示実演コーナー ・廃炉ビジネス展示商談コーナー １０：３０～１０：５０　開会式（オープニングセレモニー） １４：００～１４：４０　廃炉ビジネスセミナー １５：５０～１６：００　閉会式 １６：００～１９：００　撤収

（１）設営・運営業務

ア　オープニングセレモニーの開催

イ　実演・展示ブースの設営・運営（４５ブース程度）

ウ　廃炉ビジネスセミナーの実施

エ　会場使用およびイベント進行に関する業務運営・管理

オ　募集・受付に関する業務運営

カ　駐車場対応

キ　出展者・来場者アンケートの実施・回収・集計

（２）その他必要となる業務

ア　会場レイアウトの作成（展示小間の配置割含む）

イ　関係者控室の確保

ウ　来場者数等の集計

エ　イベント保険加入

オ　全体運営マニュアルの作成

カ　イベント当日の記録写真等の作成

キ　その他、イベントを円滑に運営進めるために必要となるパンフレット・名札の作成、

関連物品、作業等

ク　会場使用料の支払い

（３）成果品等

次のものを成果品として提出すること。提出にあたっては、紙（Ａ４版）での提出のほか、電子データ（ＰＤＦ形式）を収めたＣＤ-ＲＯＭを２枚提出すること。

ア　実績報告書

イ　参加者名簿（社名、所属、役職名、連絡先等記載）

ウ　参加者アンケートの結果

エ　本業務において作成した資料等

オ　その他発注者が受託者と合意の上成果品として提出をもとめるもの

６　業務報告等の提出

（１）本業務に着手した場合は、速やかに委託業務着手届を提出すること。

（２）委託業務完了届及び本業務において作成した資料、写真等をまとめた実施結果報告書　（A4 判、任意様式、電子データを含む）を提出すること。

７　その他

（１）本業務内容は、実施過程において協議の上、変更することがある。

（２）受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接に連絡をとり、業務の方針、条件等について疑義がある場合は速やかに協議すること。

（３）本業務を遂行するにあたって必要となる打合せ等の諸費用（旅費、交通費等）は、受託者の負担とする。

（４）本業務により作成された著作権及び成果物については、全て委託者に帰属するものとする。

（５）本仕様書に定めのない事項が生じた場合や本仕様書に関して疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議し、その指示に従うこと。